福岡県アンビシャス 外国留学奨学生 県HP

〈応募資格〉令和3年度に外国大学への留学(学位取得のための正規課程)を目指す20歳未満の高校生または卒業生(県内居住者で日本国籍を有する人または日本への永住が許可されている人)

〈募集期間〉8月3日(月)~9月8日 (火)17時※必着

申·問私学振興·青少年育成局政策課 ☎092-643-3134®092-643-3122

試験

県職員採用試験

県HP

民間企業等職務経験者

〈職種〉行政

〈受験資格〉昭和36年4月2日以降 に生まれた人で、令和2年6月末日 現在、民間企業などにおける職務経 験が5年以上ある人

〈試験日〉8月23日(日)

(試験地)福岡市、東京都

〈受付期間〉7月13日(月)~22日(水) ※消印有効(インターネットでの申し 込みは7月20日(月)まで)

短大卒業程度[Ⅲ類] 高校卒業程度[Ⅲ類]

〈職種〉[Ⅱ類]行政、教育行政 [Ⅲ類]行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業

〈受験資格〉

[II類]平成7年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

[皿類]平成9年4月2日から平成15年 4月1日までに生まれた人

※大学(短期大学を除く)における 在学期間が2年を超える人を除く

〈試験日〉9月27日(日)

〈試験地〉[Ⅱ類]福岡市[Ⅲ類]福岡市、 久留米市、飯塚市、北九州市

〈受付期間〉8月11日(火)~21日(金) ※消印有効(インターネットでの申し 込みは8月18日(火)まで)

※新型コロナウイルス感染症に伴う 試験場や試験日の変更などについ ては、県ホームページでお知らせし ます

問人事委員会事務局任用課

☎092-643-3956 © 092-643-3960

お知らせ

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届 の提出をお忘れなく (県田)

前年の所得状況と8月1日の養育 状況を確認します。提出がない場合、 児童扶養手当は11月分以降、特別 児童扶養手当は8月分以降の手当の 支給が一時差し止めとなります。ご注 意ください。

〈提出期間〉

[児童扶養手当を受けている人] 現況届:8月3日(月)~31日(月) [特別児童扶養手当を受けている人] 所得状況届:8月12日(水)~9月11日(金) 〈提出先〉お住まいの市町村窓口 問お住まいの市町村の(特別)児童扶 養手当担当課または県児童家庭課 ☎092-643-3259 €092-643-3260

7月は青少年の非行·被害防止 全国強調月間です _{県HP}

次代を担う青少年が健やかに成長することは県民全ての願いです。 青少年の非行・被害防止に対する理解を深め、それぞれの地域の活動に ご協力をお願いします。

問青少年育成課

☎092-643-3388©092-643-3389 HP https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/hikouhigai/gekkan.html

8月1日は水の日、 8月1日から7日までは 水の週間です _{県HP}

水は限りある大切な資源です。必要なときに必要な量を使用するなど、 普段から大切に使うよう心掛けましょう。

「上手に使って、上手に節水」

節水6箇条

- 1 蛇口はこまめに締める
- 2 食器の汚れは落として洗う
- **3** 洗濯はためすすぎ・まとめ洗い
- 4 お風呂の残り湯は掃除・洗濯・ 庭の散水などに利用する
- 5 洗車はバケツ洗い
- 6トイレの流水は1回で

間水資源対策課

☎092-643-3205 (F) 092-643-3207

暴力団に関する相談・情報提供

暴力団から金銭を要求された、または暴力団の不法行為を見聞きするなどした場合は、最寄りの警察署または暴力追放ダイヤルに相談・情報提供をお願いします。一人で悩まず、まずはご相談ください。

【暴力追放ダイヤル】

☎/F)092-622-0704

☎092-641-4141 © 092-622-0704 **HP** https://www.police.pref.

fukuoka.jp

個人事業税の定期課税 第1期納期を変更します_{県HP}

個人事業税の申告期限の延長に 伴い、令和2年度定期課税の第1期 納期を9月30日(水)に変更します。 納税通知書は9月中旬頃に送付し ます。

なお、口座振替を利用される場合の第1期分引き落とし日は、9月30日(水)となります。

問税務課

☎092-643-3064€092-643-3069

7月は同和問題 啓発強調月間です _{県HP}

部落差別に関する落書きやイン ターネットを悪用した誹謗中傷は、 人の心を傷つけるだけでなく、差別 を助長するものです。

部落差別は、基本的人権に関わる問題であり、決して許されない行為です。

県では、部落差別のない社会の実現を目指し「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。私たちの力で、差別のない社会を実現しましょう。

問人権·同和対策局調整課

☎092-643-3325 © 092-643-3326

飲酒運転撲滅

飲酒運転は、絶対しない! させない! 許さない! き そして、見逃さない!

